3　港湾等の整備

離島と本土等の交通アクセスは、航路又は航空路に限定される。このため、船舶及び航空機の安定した離島へのアクセスを可能とする港湾、漁港及び空港並びにこれらと島内を結ぶ道路は、離島の住民の生活を維持し、人の往来・産業・物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく上で重要な社会基盤であることに加え、有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を維持する上で重要な役割を担うものとなる。近年の活発化する近隣諸国の海洋進出に対する領海警備や違法行為に係る対策の強化や、気候変動等の影響による自然災害の激甚化等を想定した離島への災害支援の強化等を踏まえると、今後とも有人国境離島地域の保全を図る上で港湾等が果たす役割は増大している。

このため、国（内閣府、水産庁、国土交通省）及び地方公共団体は、従来からの港湾等の整備に関する施策を踏まえ、このような有人国境離島地域が求められる活動拠点としての機能と自然的社会的環境から求められる港湾等の役割を評価検討し、港湾等の維持管理、改修又は新設など必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、海上輸送ルートの安全確保及び船舶交通の被害の防止が図られるよう、有人国境離島地域の港湾又は漁港への入港に必要な航路標識について、国（海上保安庁）は、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

我が国周辺海域を取り巻く情勢は、尖閣諸島周辺海域における外国公船及び外国漁船による領海侵入、外国海洋調査船の活動の活発化、小笠原諸島周辺海域等における外国漁船による違法操業等、一層厳しさを増しており、有人国境離島地域が有する領海警備等の活動拠点としての機能が重要となっている。

国（海上保安庁）は、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安体制の強化を推進し、戦略的海上保安体制を構築する。また、国（防衛省）は、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に基づき、自衛隊の装備品の能力向上等を図る。

さらに、国（水産庁、海上保安庁）及び地方公共団体は、漁業者とも協力して、外国漁船の違法操業への監視等を行う。

5　広域の見地からの連携

有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能は、本土等も含めた地勢や関係機関の役割分担といった広域の見地から評価されるべきものである。

このため、国（防衛省、海上保安庁、警察庁）及び地方公共団体は、有人国境離島地域における災害を始めとした各種事態を想定し、本土も含めた関係機関が連携して活動できるよう訓練を行い、対処能力の維持・向上を図るよう努めるものとする。また、国（内閣府及び関係省庁）及び地方公共団体は、そのような事態において関係機関が必要な連携を円滑に行うためには、どのようなことに配慮して保全施策を講ずるべきかなどについて、関係する施策の現状を踏まえ検討する。

Ⅲ　特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

Ⅲ－１　特定有人国境離島地域の地域社会の維持の方向

⑴　施策の方向

特定有人国境離島地域は、その人口が昭和30年頃から概ね半減か、それ以上の減少となっており、Ⅰで述べたとおり、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要な地域である。

国は、有人国境離島法の期限である2027年に向けて、「特定有人国境離島地域における人口の社会増」を施策の基本目標として掲げ、地方公共団体による地域社会の維持に関する施策を推進、支援していくこととする。

基本目標：特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態）を実現する【2015年△1,773人（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」）】

基本目標を実現するため、ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会を目指す。

具体的には、島外からの定住人口の流入、本土と島との間の継続的な交流、企業の転入、島を応援するリピーター等を増加させ、ヒトの交流を活発にすることで、現場の知恵、発想、意欲を生み出す。これらを地元産品、観光等に関するビジネス上の往来・取引の活発化や観光宿泊客による島内消費の拡大につなげ、島と国内外の間でモノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出す。こうした好循環型の地域社会を構築し、特定有人国境離島地域における人口維持、ひいては継続的な居住を可能とする環境整備を図ろうとするものである。

このためには、自然、歴史・文化等、個々の国境離島の独自性に着目して、産品や食の開発、観光客誘致や移住促進、企業誘致、教育の場づくり等、多様な分野で魅力を高めるとともに、国内外からヒト、知恵、カネを呼び込むための仕掛けを作る必要がある。

「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向は、大きく三つである。

①　人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和

特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来・物の移動に関する条件の不利性を緩和すること。

②　交流促進のためのきっかけづくり

地域外の人々に対して、特定有人国境離島地域に観光で訪れたい、移住して起業したい又は働きたいというきっかけをつくること。

③　島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

地域外との交流を通じて、島の魅力を再発見し高めるとともに、島における「人づくり」を進めること。

この３つの施策の方向性を踏まえ、国及び地方公共団体は、航路・航空路運賃の低廉化、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、漁業経営の安定的確保等に総合的に取り組む。

⑵　国、地方公共団体の役割

国境離島ならではの強みや魅力は、その地域の現場で働き、実際に生活する人がその生業を通して作り上げるものである。市町村は、現場の事業者のチャレンジ意欲を喚起し、地域の魅力や情報を発信していくなど、地域の民間主体を巻き込み、寄り添いながら官民一体で交流拡大のための取組を実践していく役割を担う。その際、地域社会の維持が有人国境離島の活動拠点としての機能を維持するために行われるものであるという施策の意義を意識し、地域の民間主体等にも認知してもらうよう努めるものとする。

都道県は、市町村を助け、市町村間の連携、本土等のパートナーとの連携を促進し、国との間をつなぎ、国とともに財政的・人的支援や情報提供・発信を行う役割を担う。また、地域商社、日本版ＤＭＯ[1]（以下「ＤＭＯ」という。）の創設等、島と国内外をつなぐローカルブランディング[2]等の取組については、市町村とともに前面に立って、実践する。

国は、財政的な支援に加えて、人的ネットワークや情報・ノウハウ面で制約がある地域の主体の弱みを補うため、特定有人国境離島地域の地域間連携の促進や、域外のパートナーとの連携・交流の機会を提供するなど、「交流・対流・循環」につながる取組を都道県、市町村と協力して進めていくものとする。